

七飯町民海外交流派遣研修要綱

(目的)

第1条 この要綱は、文化、スポーツ、産業、経済等による交流を通じ、国際理解とグローバルな国際的視野に立つ豊かな人材を育成することを目的として、本町の姉妹提携都市、米国マサチューセッツ州・コンコード町に町民を派遣することに関し必要な事項を定める。

(派遣資格及び人員)

第2条 派遣者は、町内に住所を有し3年以上居住している者とする。

2 派遣者は、18歳以上とし高校生を含まないものとする。

3 派遣者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規程による大学等の学生で町外に住所を有している場合は、保護者の住所要件を勘案する。

4 派遣者の数は、予算の範囲内とする。

(研修内容)

第3条 米国マサチューセッツ州・コンコード町及び米国東部地域内における交流研修とする。

2 研修期間は9日から11日間の範囲とし、コンコード町及び近郊においてのホームステイにより、文化、スポーツ、産業、経済等について、交流研修するものとする。

(参加要件)

第4条 交流研修の参加要件を次のように定める。

(1) 心身ともに健全で、協調性に富み、規律ある団体行動がとれる者

(2) 海外での交流研修に熱心で、帰国後積極的に交流研修事業に協力できる者

(選考)

第5条 町長は公募により応募のあった者から面接試験により適格者を選考する。

(派遣費用)

第6条 派遣に係る費用として、派遣者1人1回について、交通費、宿泊料、旅券代、渡航手数料、旅行保険料等の経費について町が負担し、参加者負担金を二分の一とする。ただし、特定の目的を定め、特に町長が認めた場合はこの限りでない。

(事前研修及び事後の活動)

第7条 海外交流研修の目的を達成するため、故郷七飯町やコンコード町の特色、文化、海外旅行の心構え、英会話等を事前に研修するものとする。

2 派遣者は、帰国後に研修の成果としてレポートを提出するものとする。町は、広報紙、ホームページ等により研修の成果を広く住民に周知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。